



## 学校保健のかかえる諸問題について

平成10年度都道府県医師会学校保健担当理事

連絡協議会報告（平成10年12月9日、日医会館）

常任理事 高下 泰三

はじめに

近年、学校保健は多くの深刻な課題を抱えるようになり、その対応において学校医に寄せられる期待にも少なからぬものがある。新世紀に向かって日本医師会は学校保健活動をいかに進めるべきか、これを定めるためには現状への十分な理解に基づいた会員の意見が必要となった。

ここにおいて、標記の協議会が11年ぶりで開催され、学校医活動における目下の問題点についての説明と、それについて日医執行部と各県医担当理事との間で意見交換が行われた。当日は道医より柳内常任理事が、日医学校保健委員会委員の立場から私が出席した。その内容は道内の各学校医にも知ってもらい、意見を出してほしいところであるので、要約ながらやや具体的に報告させていただく。

### 1. 学校における伝染病予防の見直しについて

・説明（文部省学校保健教育課専門官 北沢氏）

この問題につき文部省では調査研究協力者会議を召集して検討を進め、すでに最終的報告を得ている。その骨子は次の3点である。

①「学校で予防すべき伝染病及び出席停止期間の基準」については、新感染症予防法の分類のとり、医学的かつ教育的見地に立って表1のごとき見直しを行うこと。

②「座席、器具、書籍、衣類等の消毒（法施行規則22条3）」については、現状になじまないのを削除すること。

③「学校で予防すべき伝染病等に関する解説書（仮称）」を作成し、学校における伝染病対策等について周知を図ること。

なお、これについては日本学校保健会が趣旨に

そった解説書を作成する予定。

・討議

伝染性紅斑、手足口病等の扱い、ツ反やBCGの手技実習、入学時における免疫獲得状況のチェックなどに関する質問や要望があったほか、新感染症予防法で重視している「人権への配慮」と「集団感染発生時の対応の遅れ」の関連をどのように指導するかとの質問があった。これに対し北沢氏は「新法の趣旨は尊重するが、問題ある事例に対しては十分に指導していきたい。」と答えた。

### 2. 学校医の研修の在り方について

・説明（竹内常任理事）

社会環境や生活習慣の変化に伴い、児童生徒の健康に関する問題は多岐にわたっており、学校医にこれからの時代に対応した研修の必要性が高まっている。日医としても、新世紀に向けて学校医の研修をどのように体系付けていくかが重要な問題である。

### 3. 日本医師会認定学校医（仮称）制度について

・説明（竹内常任理事）

これについては、代議員会でも2度にわたり提



協議会風景

言をいただき、また学校保健委員会の提言もある。学校保健活動の活性化のためには、社会環境の変化に伴って変容していく課題に十分対応できる学校医の存在が大事であり、日医としても現役学校医の資質向上とともに、次代のため、そのような学校医予備軍の養成がきわめて重要であると考えている。

・ 2 項と 3 項に関する協議

協議の中では資質向上のためぜひ作れという賛成者と、認定を取っても待遇改善とは結びつかないから意味ないとする反対者が各 1 名意見を述べた。しかし事前のアンケートを見ると、基本的には賛成であるが、研修に関して地域特性への配慮を強く希望していることが知られ、竹内常任理事も「創設にあたっては、その辺に十分配慮して無理のないように進めることが肝要と思う」と述べた。

4 . 学校における産業医について

・ 説明 (竹内常任理事)

労働安全衛生法の改正で産業医資格が明文化されたのに伴い、50人以上の教職員がいる学校も日医認定など労働省令で定める要件を備えた産業医を専任することになった。その経過措置として平成10年9月30日現在で教職員50人以上の学校で教職員の健康管理を3年以上行ってきた校医には教育委員会が証明すれば産業医に認められるというのがある。

問題は学校医になってまだ3年に満たない先生の場合である。こういう方は日医の認定産業医の資格を早急にとっていただきたい。学校医のほかに産業医を別途配置してはとの意見もあるが、学校医の執務準則に「求めに応じ職員の健康診断に従事すること」とされていることから、学校医が産業医の職務を行うことが望ましい。

・ 協議

①名称に関して

問：50人以上も未滿の学校も「健康管理医」で統一しては。

答：50人以上の事業所では「産業医」の名称が法律上定められたものである。

②配置に関して

問：各校1名でなく、各市町村教委単位に1名

の産業医を配置するのではどうか。

答：法では1事業所単位で産業医の配置を定めており、地方公務員全体で一つということにはならない。

③資格に関して

問：学校医3年経験の経過措置で認められた産業医は、その学校だけについて有効なのか。

答：その学校のみで、他の事業所では産業医として扱われない。

問：標榜科目にかかわらず産業医になれるか。

答：標榜科目については何ら問わない。眼科でも耳鼻科でもよい。

問：3年以上その学校の学校医であることと、教職員の健康管理をしてきたこととは一致しないのではないか。教職員の健康診断を業者に委託している学校が多いが、このような学校でも3年以上

表 1 学校で予防すべき伝染病及び出席停止の期間の基準の見直しについて

	対 象 疾 病	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 コレラ 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス パラチフス	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ  百日咳 麻疹  流行性耳下腺炎  風疹 水痘  咽頭結膜熱  結核	解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹が消失するまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 伝染のおそれなくなるまで
第 3 種	腸管出血性 大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	伝染のおそれなくなるまで

上校医を経験していればよいのか。

答：学校医は教職員の健康管理に関する実務者として最高の立場にある者であるから、学校医であったことは即ち教職員の健康管理に携わってきたということである。

#### 5. 学校保健と日本医師会認定健康スポーツ医について

##### ・説明（高瀬常任理事）

少なくとも、学校医の皆さんには成長期におけるスポーツ障害を十分に認識してほしい。できれば学校医はすべて健康スポーツ医となって、児童生徒を指導してほしい。

指導書としては、厚生省「健康づくりのための年齢対象別身体活動指針」、文部省保体審答申「将来にわたる心身の健康保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興のあり方について」のほか、日本学校保健会で平成11年3月ごろ指導書発行の予定がある。

##### ・協議

「体育指導者の中には児童生徒に無理を強いて障害を起している例がある。学校医としてもこれらに対して指導することが必要であるが、専門の整形外科医などと連携をもつ方が大切ではないか。」との問いに対し、高瀬常任理事は「個々のスポーツ障害の対応は難しいと思うので、整形外科医に相談するなどに対応するのがベターだと思う。健康スポーツで一番大切にしているのはメディカルチェックで、これは有効だと思う。競技スポーツの指導者に対する指導性を、学校医やスポーツ医が発揮されることを望む。」と答えた。

#### 6. 地方交付税における学校関係の財源措置について

##### ・説明（竹内常任理事）

各地方自治体で決めており、その額はまちまちである。ただし、国は地方交付税において積算基準を示している。たとえば、学校医報酬については、平成10年度は一人当たり22万3千円である。

##### ・協議

各地区でまちまちであり、各地区医師会における教育委員会との交渉などで引き上げの方向も出

てくるものと思われるとして、質疑は省かれた。

#### 7. スクールカウンセラーについて

##### ・説明（竹内常任理事）

平成7年から文部省が調査研究事業として全国的に実施しており、平成10年度は各都道府県に30校、指定都市に8校スクールカウンセラーを配置して、主に児童生徒のカウンセリングを行っている。

その活動を評価する意見もあるが、学校医に何の相談もなしに行動したため、問題が起きた例もある。従って、当該事業が行われている学校の学校医各位には、ぜひスクールカウンセラー事業にタッチして、十分に指導助言をしていただきたい。

##### ・協議

学校現場だけでは解決できない問題に対応するため、精神科医、心理学者、教員などから成る協議会を各地に設置してほしいとの要望が文部省に対して出たのに続き、ある県では県医師会、県教委、精神病院協会、臨床心理士会の四者による打合せの元にスクールカウンセラーが活動しているが、好評で事業の継続が望まれているとの報告があった。

#### 8. 新世紀における学校医の在り方について

##### ・説明（竹内常任理事）

本年度、坪井会長から学校保健委員会に提示された諮問事項であり、以後2年間にわたり答申をまとめるため、現在鋭意検討中である。協議略。むすびに代えて

##### ・総括（石川副会長）

学校保健は地域保健活動の主軸であり、日医としても今後の新たなる学校医活動に大きな関心を寄せている。今後の学校保健は児童生徒の健康管理のみならず健康増進やスポーツの問題にも、また教職員の健康管理あるいは職場の環境管理まで視野に入れた活動などにも関わらざるをえない状況にある。いずれにしても、今までのように学校医は健診の実施で事足れりという態度ではなく、新たな認識をもって積極的に学校医活動を展開していただきたい。